

○地域警察官の職務質問活動強化要綱の制定について

(平成11年3月31日岩地域発第260号警察本部長)

[沿革] 平成28年6月岩地域第179号改正

各 部 長
各 所 属 長

最近の県内の治安情勢は、凶悪事件の発生、来日外国人による組織犯罪の多発、少年事件や交通事故の増加など依然として厳しい状況にある。

そうした一方で、地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数がここ数年減少傾向にあり、職務質問に精通した地域警察官の育成が喫緊の課題となっている。

こうした実態を踏まえ、地域警察官の職務執行能力の向上を図るため、地域警察部門において、職務質問技能指導員制度の整備及び地域実態に即した職務質問活動強化施策を推進することとし、別添のとおり「地域警察官の職務質問活動強化要綱」を制定したので実効があがるよう特段の努力をされたい。

なお、「地域警察官の行う職務質問活動の管理について」（昭和62年3月10日付、岩防犯発第31号、岩刑事発第29号、岩警備発第22号、岩交通発第28号）は廃止する。

別添

地域警察官の職務質問活動強化要綱

(目的)

第1 この要綱は、地域警察官の行う職務質問（以下「職質」という。）を一層充実強化して、執行力の向上を図るための方策について基本となる事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2 職質活動強化方策の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 職質に精通した地域警察官による技能指導体制を整備・運用し、地域警察官の職質技能の向上を図ること。
- (2) 地域の実態及び犯罪の態様に応じた効果的な職質活動により、住民の要望に応える犯罪検挙活動を展開すること。
- (3) 職質活動に伴う受傷事故等の防止に努めること。

(警察本部職務質問技能指導推進委員会の設置)

第3 職質技能指導の強力な推進とその実効を期すため、警察本部に別表のとおり岩手県警察本部職務質問技能指導推進委員会（以下「本部推進委員会」という。）を設置し、委員長は生活安全部地域課長（以下「本部地域課長」という。）をもって充てる。

2 本部推進委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 職務質問技能指導員及び職務質問準技能指導員（以下「職務質問技能指導員等」という。）の効果的運用並びに指導能力の向上
- (2) 効果的な職質活動に必要な情報の共有化のための体制整備

- (3) 地域警察官の勤務体制等の見直し
- (4) 職質活動に伴う受傷事故等を防止するための諸対策の推進
- (5) その他地域警察官の行う職質活動を強化するために必要な指導及び調整に関する事項

(警察署職務質問技能指導推進委員会の設置)

第4 職質技能向上のための指導事項及び方法の検討並びに連携支援体制を強化するため、警察署に署長、副署長、地域官、刑事官、次長及び各課長（会計課長を除く。）により構成する警察署職務質問技能指導推進委員会（以下「署推進委員会」という。）を設置し、委員長は警察署長をもって充てる。

2 署推進委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 職務質問準技能指導員の効果的運用並びに技能能力の向上
- (2) 効果的な職質活動に必要な情報の共有化のための体制整備
- (3) 地域警察官の勤務体制等の見直し
- (4) 職質活動に伴う受傷事故等を防止するための諸対策の推進
- (5) その他地域警察官の行う職質活動を強化するために必要な指導、調整に関する事項

(職務質問技能指導員)

第5 地域警察官の職質技能の向上を図るため、恒常的に職質活動の技能指導を行う職務質問技能指導員を警察本部等に置くものとする。

2 職務質問技能指導員は、地域部門に勤務する警察官であって、職質による犯罪検挙活動を積極的に推進し職質活動の知識及び技能が優秀な者を生活安全部長が指定するものとする。

3 職務質問技能指導員は、所属部署、派遣を命ぜられた警察署等において、地域警察官に職質活動の技能指導を行うものとする。

(職務質問準技能指導員)

第6 地域警察官の職質技能の向上を図るため、職務質問準技能指導員を警察署ごとに置くものとする。

2 職務質問準技能指導員は、地域警察官であって、職質による犯罪検挙活動を積極的に推進し職質活動の知識及び技能が優良な者を警察署長が指定するものとする。

3 職務質問準技能指導員は、所属する警察署の地域警察官に職質活動の技能指導を行うものとする。

(職質技能指導の方法)

第7 職質技能指導は、職質技能の向上に効果的な同行指導に重点を置くものとする。

2 学校教養及び研修会等の実施に当たっては、実体験・模擬体験を主とした実践的教養を行うものとし、警察庁広域技能指導官、岩手県警察技能指導官、職務質問技能指導員等の経験や知識を生かした教材の活用に努めるものとする。

(職務質問技能指導員等の資質向上)

第8 本部地域課長は、職務質問技能指導員等を積極的かつ効果的な職質活動を展開している都道府県への研修、他部門への研修等に派遣するなどにより、職務質問技能指導員等の資質向上を図るものとする。

(地域警察官個々の把握及び指導)

第9 警察署長は、職質による犯罪検挙活動を適正に評価するとともに、実績が低調な地域警察官に対する個別指導を行うなど個々の職質能力、意欲、実績等に応じた指導に努めなければならない。

(管内の実態に即した職質活動の展開)

第10 警察署長は、住民の要望を的確に把握し、地域の要望、実情等に即した職質活動を展開するように努めるものとする。

(犯罪情報の共有)

第11 本部地域課長及び警察署長は、各種犯罪発生状況の分析等により犯行の特徴を把握し、地域警察官に周知させるなど、必要な情報の共有化を図るものとする。

(勤務体制の見直し)

第12 警察署長は、犯罪の発生時間、発生場所、手口等犯罪の態様に応じた重点的な職質活動を展開するため、犯罪の実態に即して次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 必要な勤務員を確保するための勤務変更
- (2) 必要な時間帯の警戒力を確保するための交替時間の調整
- (3) 夜間等職質活動に必要な時間帯への日勤勤務員の時差出動

(警察署地域課長の責務)

第13 警察署地域課長は、職務質問技能指導員等による指導及び地域警察幹部による指導の調整にあたらなければならない。

2 警察署地域課長は、犯罪の発生実態に応じ、交番、駐在所、警ら用無線自動車等活動単位相互の連携を図るほか、諸願届に対応する要員を指定するなど職質活動に専念できる補完措置を講じなければならない。

(交番所長の責務)

第14 交番所長又は交番等勤務員のブロックにおける統括責任者は、把握した犯罪情報に対して職質活動による対策を策定するほか、効果的な職質活動を実施するため、警察署地域課長の指揮を受け、犯罪が多発する曜日・時間帯への勤務員の集中運用等の勤務計画の変更を行うなど所管区勤務員が一体となった対応を図らなければならない。

(受傷事故防止対策等の徹底)

第15 本部地域課長及び警察署長は、職質活動時の受傷事故防止については、過去の事件事例等に基づいて具体的な指導教養を徹底するとともに、職質活動時に予想される紛議事案については、その対応要領に関する教養を行うものとする。

(その他)

第16 この要綱を実施するために必要な事項は、生活安全部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

別表

岩手県警察本部職務質問技能指導推進委員会

委員長 (職質活動推進責任者)	生活安全部	地域課長
委員	生活安全企画課 地域課 通信指令課 刑事企画課 捜査第一課 公安課	生活安全企画補佐 地域実務指導室長 鉄道警察隊長 地域実務指導補佐 通信指令官 指導補佐 盗犯・盗犯特捜補佐 事件補佐